被告人株式会社Aを罰金2400万円に,被告人Bを懲役1年2月に処する。 被告人Bに対し、この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

(罪となるべき事実)

被告人株式会社 A (以下, 「被告会社」という)は、東京都渋谷区(平成9年1 0月3日以前は東京都目黒区)に本店を置き、衣料品等の輸入販売等を目的とする 株式会社、被告人B(以下、「被告人」という)は、被告会社の代表取締役として その業務全般を統括しているものであるが、被告人は、被告会社の業務に関し、法 人税を免れようと企て

売上金の一部を除外する方法により所得を秘匿した上、平成8年10月1日 から平成9年9月30日までの事業年度における被告会社の実際所得金額が155 〇万7744円であった(別紙1「修正損益計算書」参照)にもかかわらず、平成 9年12月1日、東京都渋谷区所轄渋谷税務署において、同税務署長に対し、同事 業年度における所得金額が零で、これに対する法人税額が零である旨の虚偽の法人 税確定申告書(平成13年押第1481号の1)を提出し、そのまま法定納期限を 徒過させ、もって不正の行為により、同会社の同事業年度における正規の法人税額 505万900円(別紙4「ほ脱税額計算書」参照)を免れ

売上金の一部を除外する方法により所得を秘匿した上、 平成9年10月1日 から平成10年9月30日までの事業年度における被告会社の実際所得金額が25 14万3752円であった(別紙2「修正損益計算書」参照)にもかかわらず、平成10年11月30日、上記所轄渋谷税務署において、同税務署長に対し、同事業年度における所得金額が497万4759円の欠損で、控除所得税額を控除すると 3455円の還付を受けることとなる旨の虚偽の法人税確定申告書(同押号の2) を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、同会社の同 事業年度における正規の法人税額866万8500円(別紙4「ほ脱税額計算書」 参照)を免れ

第3 売上金の一部を除外し、架空経費を計上するなどの方法により所得を秘匿し 平成10年10月1日から平成11年9月30日までの事業年度における被 告会社の実際所得金額が3億5421万3678円であった(別紙3「修正損益計 算書」参照)にもかかわらず、平成11年11月30日、上記所轄渋谷税務署にお いて、同税務署長に対し、同事業年度における所得金額が1億1327万9583 これに対する法人税額が3831万800円である旨の虚偽の法人税確定申 告書(同押号の3)を提出し,そのまま法定納期限を徒過させ,もって不正の行為 により、同会社の同事業年度における正規の法人税額1億2143万7100円と 上記申告税額の差額8312万6300円(別紙4「ほ脱税額計算書」参照)を免 れたものである。

(量刑の理由)

本件は,被告会社の代表取締役である被告人が,同社の業務に関し,売上金の一 部を除外するなどしてその所得を秘匿し,虚偽過小の申告をして被告会社の法人税 をほ脱したという事案である。

本件にかかるほ脱税額は、3事業年度合計約9600万円余りと高額である上、 通算ほ脱率も71%余りと高率であり、結果が重大である。また、本件犯行態様 は,被告人において,真実の売上表のほかに虚偽の売上表を作成させて売上の一部 さらに、平成11年9月期については、これに加えて、卸売上の売掛金 十上せず、また、偽造の領収書を利用したり、取引関係にある広告会社に の一部を計上せず 働きかけ宣伝広告費の架空請求書を発行させるなどして、架空経費を計上したであって、被告会社の従業員及び取引会社をも巻き込んだ悪質なものである。 架空経費を計上したもの

被告人は、本件の動機について、被告会社の商品の主な顧客層が流行に敏感な若 い女性などであるため、売上が一過性のもので終わる可能性もあって、将来、被告会社の経営が悪化したときに備えて、資金を確保したいと思った旨供述するが、こ のような動機が犯行を正当化するものでないことは当然である。さらに、本件で留 保された現金が、被告人の自宅の購入資金等にも費消されている点は、犯情として 芳しくない。

このような動機、態様、結果等の犯情に照らせば、被告人及び被告会社の刑事責 任は重いといわなければならない。 しかしながら、他方において、被告会社においては、既に修正申告の上、本件に

関する本税, 重加算税, 延滞税を全額納付していること, 新たな税理士等を依頼するなどして, 経理体制の改善充実を図っていること, 被告人においては, 本件を反省し, 更生を誓っていること, 前科がないこと等被告人及び被告会社のために有利 に酌むべき事情も認められる。

そこで、これらの事情を総合考慮した上で、被告会社については、主文の罰金刑に処することとし、被告人については、主文の懲役刑に処するとともに、その執行を猶予して、社会内での更生の機会を与えることとした。 (求刑一被告会社につき罰金2900万円、被告人につき懲役1年2月) 平成13年11月30日

東京地方裁判所刑事第8部 裁判官 池田 耕平